

仕様書

第1 件名

「市民楽芸員が誘う五日市ミュージアム事業」実施委託

第2 目的

江戸時代から炭の市場町として発展した五日市では、木材や炭、養蚕の商いで財を成した富農層が江戸の文化人や旅人を招請して新しい知識・文化を吸収し、江戸から明治にかけて新しい時代のあり方に関する啓蒙活動が行われていた。明治初期に結成された「五日市学芸懇談会」では、移住者で知識人の千葉卓三郎を招き、来訪者が多い「市」の日に様々なテーマで討論会を行っており、その成果として五日市憲法草案が起草された。

このように外部との「知」の交流を通じて地域のあり方を議論する「五日市学芸員講談会」の運営手法を活かして、市民が学芸員のように地域の魅力を語り『市民楽芸員』として、外部からの来訪者と交流する集客イベントを五日市の複数の会場で実施し、五日市全体をミュージアムと見立てて五日市地域への観光誘客を図る。

なお、本事業は、五日市ごえん分校（以下「企画提案者」という。）と連携して実施する。

第3 契約期間

契約確定日の翌日から平成30年3月23日まで

第4 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「TCVB」という。）が指定する場所

第5 事業実施スケジュール(予定)

8月	連携協議会の開催（以降随時実施、月1回程度）
8～9月頃	運営手法の整理・集客イベントの企画
10月～11月頃	集客イベントの広報・実施
11月～2月頃	効果の検証・次年度継続性の課題整理・報告書作成

第6 委託内容

1 連携協議会の運営

本事業の実施にあたっては、企画提案者及びあきる野市内関係者からなる連携協議会（以下「協議会」という。）を立ち上げ、イベントの実施等について検討会を開催すること。なお、協議会は、8月に発足し、月1回程度実施予定である。

受託者は、協議会開催の都度、TCVB及び企画提案者と協議の上、協議会における議題の整理及び資料の作成を行うこと。また、協議会実施後2週間以内に、議事録を提出すること。

2 「五日市学芸員講談会」の運営手法の整理

本事業でより有効的に運営手法が活用できるように、受託者は企画提案者向けに、専門家による

「五日市学芸員講談会」の運営手法のレクチャーを行うこと。

3 イベントの企画・実施

「五日市学芸員講談会」の運営手法を活かして『市民楽芸員』と外部からの来訪者が交流する魅力的な集客イベントを実施すること。

(1) 開催時期等

時期等 : 10月～11月頃の1日（五日市学芸講談会が「人の集まりやすい『市』の日」、各月の5の日に開催したように外部からの来訪者が多い日を設定すること）

会場 : JR五日市線武蔵五日市駅を中心とした徒歩15分程度を対象地域とした5会場程度を想定

人数等 : 各会場100名程度を想定し、なおかつ外部からの来訪者を半数程度集客すること

(2) 内容

① 「五日市学芸講談会」の運営手法の以下6つの特徴を踏まえてイベント内容を企画すること

ア 外からの専門家を招き新しい知識を得る（知的好奇心を満たす）

イ 誰でもメンバーになれる（観光客も参加できる）

ウ メンバーで順番を決めて調べたことを発表する。（市民の得意分野を活かす）

エ 賛成する人と反対する人を決めて議論する（「知」の交流を楽しむ）

オ 参加者全員の意見を求める（参加者同士がつながる）

カ 最後に結論を取りまとめる（五日市の活性化に活かす）

② イベント実施には『市民楽芸員』として、五日市で暮らしていく魅力を語ることのできる、市民及び外部の専門家を活用した講座を行うこと。

例 「五日市憲法草案・入門講座」「空き家のリノベーション講座」「秋川溪谷MTB講座」等

③ イベント実施の際には、他の地域イベントの開催と連動するなど、外部の来訪者にとって魅力的となるよう努めること。

④ 実施に係る利用許認可等については、企画提案者と連携し手続きを進めること。

⑤ イベントの実施にあたっては、イベント保険に加入する等、不測の事態に備えること。

4 イベントの広報PR

契約期間を通じて、本地域の魅力を継続的に発信するとともに、ポスター、パンフレット、ウェブサイト、POP等を作成し、広くイベントの周知を行うこと。

広報手法及び内容は提案によるものとするが、次年度以降の継続性を考慮し、ウェブサイトについては企画提案者所有のウェブサイトを活用したものを想定すること。

情報発信については、今後の事業においても企画提案者及び『市民楽芸員』自身が効果的に広報できるよう、両者に後述のツールブック等にてフィードバックすること。

なお、最終的には企画提案者と協議の上、実施する。

5 イベントの効果及び事業継続性の検証

イベント参加者及び関係者に対しアンケート調査を実施すること。

アンケートの回答内容の結果について、今後の事業展開に役立つようニーズや効果分析を行うこと。

効果分析結果を踏まえ、継続的に開催していくための課題整理を行い、企画提案者及び連携協議会にフィードバックすること。

6 「市民楽芸員が誘う五日市ミュージアム事業」のツールブック（仮）の作成

5における検証を通じて整理された五日市地域への観光誘客への課題を解決若しくは軽減するために、受託者は企画提案者の視点で事業運営方法等の整理を行い、次年度以降の継続実施のためのツールブックを作成する。

規 格	大きさ：A4 色：4色カラー刷り 使用材料：(表紙) 再生上質紙 A判 70.5kg (総合評価値 80 以上) (本文) 再生上質紙 A判 44.5kg (総合評価値 80 以上) 仕 立：くるみ表紙、無線とじ その他：奥付あり。原則として、背文字あり、頁番号あり
その他	校 正：2回以上 Rマーク：原則として、再生紙使用マーク（Rマーク）を用いて、古紙パルプ配合率等を表示すること。 包装紙：再生紙を使用すること。 使用する紙・インキ：東京都グリーン購入ガイド 2017 の印刷物における水準1を満たすこと。

7 報告書類の提出

受託者は、1から6の業務終了後、速やかに当該事業実施について報告すること。全体をまとめた事業実施報告書及び事業実施報告書概要版を提出すること。

(1) 事業実施報告書

記載内容についてはTCVBと協議のうえ作成すること。なお、以下の項目は必ず記載すること。

1 事業概要

概要（件名・事業期間・事業対象地域・企画提案者・受託事業者・事業目的）、
事業内容（基本的に委託内容の項目と一致）、事業スケジュール、事業運営体制（チャート図等）

2 「五日市学芸員講談会」の運営手法の整理

3 イベント企画・実施

4 イベントの広報PR

5 実施結果

又は「Microsoft Power Point2010」のいずれかによる。それ以外の場合は、TCVBに協議を行うこと。

第8 業務実施上の留意点

- 1 受託者は、調査等を実施する調査員に対して、調査を漏れなく完了できるように事前に調査手順等について十分な教育を行うこと。以下について、指導・周知徹底を図り、調査を遺漏なく実施するよう努めるものとする。
 - (1) 本調査の委託者は TCVB であるが、実施主体は受託者であり、調査実施に係る責任は受託者にあること。
 - (2) 本調査の目的、意図、留意点等を十分に説明すること。
 - (3) TCVB の調査であることを理由に協力を強制しないこと。
 - (4) 調査実施の方法に配慮・工夫を行うなど、有効回答率の向上を図ること。
 - (5) 調査から知り得た情報（秘密）を他に漏洩しないこと。調査終了後も同様とする。
- 2 受託者は、本事業の実施に当たっては、関係機関等との調整及び必要な申請等手続きを行うこと。
- 3 本委託事業の履行において事故が発生し、TCVBや第三者に損失を与えた場合、受託者はその責任を負うこと。また、本委託事業の履行において事故等が発生した場合には、その内容及び対応について速やかにTCVBに報告すること。
- 4 受託者は、平成 29 年 8 月から平成 30 年 3 月までの間、毎月 1 回以上、TCVB に対して定例報告を行うこと（定例報告会の開催）。受託者は、あらかじめ定例報告会の開催日時について、TCVB と協議すること。

なお、この定例報告にかかわらず、受託者と TCVB は双方協議のうえ、随時に打合せ等を行うことができる。
- 5 受託者は、定例報告において、調査研究の進捗状況、今後の予定等を記した書面とともに、直近の定例報告までに調査研究した結果をとりまとめた書面を TCVB に提出し、その内容を説明すること。
- 6 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 7 受託者は、本事業目的達成のため、本事業実施の時機、手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

第9 権利の帰属

- 1 本委託で作成したすべての成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は、TCVB 又は企画提案者に譲渡すること。受託者は著作人格権の行使をしないものとする。
- 2 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用をもって処理すること。

第10 守秘義務の厳守

受託者は、本事業の実施に伴い知り得た業務内容及び結果等について、秘密が漏洩すること

のないよう十分に注意を払うとともに、以下の事項について遵守すること。

- 1 知り得た秘密を第三者に漏らしてはならないこと。
- 2 万が一、事故が発生した場合は、直ちに TCVB に連絡するとともに、速やかに必要な調査・報告等を行うなど、適切な処理に努めること。
- 3 本契約の履行にあたり、TCVB の保有する個人情報の取り扱いについては、別紙「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 4 その他、TCVB の指示により、必要な措置を講ずること。

第 11 支払方法

委託業務完了後に行う検査合格後、一括して支払う。

第 12 その他

- 1 受託者は、TCVB と密接な連絡を取るとともに、適宜進捗状況を報告し、TCVB の確認を得ること。また、進捗状況に関する TCVB の指示を遵守すること。
- 2 仕様書に定めのない事項及び疑義が生じたときは、受託者は TCVB と十分な協議を経た上で速やかに実施すること。
- 3 受託者は、各関係機関と密接に連絡・調整等を図ること。
- 4 受託者は、業務の円滑な遂行に留意し、遅滞なく進めること。
- 5 受託者は、本事業の目的達成のため、実施の時期・手法等に十分な配慮・工夫を行うよう努めること。

6 環境によい自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。

(1) ディーゼル車規制に適合する自動車であること。

(2) 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成 4 年法律第 70 号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。

なお、当該自動車の自動車車検証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

- 7 その他、本仕様書に記載のない事項及び疑義がある場合は、TCVB と協議の上実施すること。不明な点があれば、下記担当者まで連絡すること。

第 13 連絡先及び納品先

公益財団法人東京観光財団

地域振興部事業課 谷口・荒井

電話 03-5579-2682 / FAX 03-5579-8785